

(案)

「東京都健康推進プラン21（第二次）中間評価報告書」（案）の
パブリックコメント募集に寄せられた御意見について

「東京都健康推進プラン21（第二次）中間評価報告書」（案）について、皆様の御意見を平成31年1月22日（火曜日）から同年2月20日（水曜日）まで募集し、以下のとおり御意見をいただきました。

「東京都健康推進プラン21（第二次）中間評価報告書」の取りまとめに当たっては、いただいた御意見を参考とさせていただきます。

また、個別の取組の進め方に関する御意見については、今後、計画を推進する際の参考とさせていただきます。

【意見の概要】

1つの団体、1名の個人から、延べ12件の御意見・御提言をいただきました。

【意見の内訳】

- | | |
|------------------|----|
| ○「栄養・食生活」に関すること | 2件 |
| ○「身体活動・運動」に関すること | 1件 |
| ○「喫煙」に関すること | 7件 |
| ○「歯と口腔の健康」に関すること | 1件 |
| ○「こころの健康」に関すること | 1件 |

| No. | 事項 | 御意見(要旨) | 都の考え方(案) |
|-----|---------------------|--|---|
| 1 | 第3章第3節3 「栄養・食生活」 | <p>【取組の方向性】「食環境の整備」において、減塩対策の強化を追加していただきたい。</p> <p>具体的内容</p> <p>○食品製造業者と協働しパン、ハム、チーズ等の製造段階での減塩を促進</p> <p>○学校給食における食塩量が国の基準量を遵守している区市町村数を増やす</p> <p>理由</p> <p>○日本人の食塩摂取量が多く高血圧→脳卒中の先進国における年齢調整死亡率が日本人男性で高い(OECD Health data)</p> <p>○英国で企業と協働し減塩→循環器疾患減少→医療費削減(2300億円)の先行事例がある。ニューヨーク市でも減塩対策が強化され平均寿命の延長に寄与している</p> <p>○要介護者における脳卒中が原患者の割合が高い</p> <p>○若年者から減塩することにより高血圧の予防が可能とのエビデンスが存在</p> | <p>食塩摂取量の減少は、循環器疾患等の発症予防・重症化予防に効果があることから、引き続き、減塩を含む健康に配慮したメニューを提供する飲食店の増加を図っていきます。</p> <p>いただいた御意見は、国の動向を踏まえながら、今後の取組の参考とさせていただきます。</p> |

| No. | 事項 | 御意見(要旨) | 都の考え方(案) |
|-----|----------------------|---|--|
| 2 | 第3章第3節3 「栄養・食生活」 | <p>【取組の方向性】「食環境の整備」において、飲食店のメニューに野菜量を表示することの支援を追加していただきたい。</p> <p>理由 飲食店で野菜量は殆ど表示されていない。平均寿命が都道府県で最長の長野県は男女とも野菜摂取量が1位である。</p> | <p>都民の野菜摂取量を増やすため、引き続き、野菜を120g以上摂れるメニューを提供する飲食店を「野菜メニュー店」として紹介していきます。</p> <p>いただいた御意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。</p> |
| 3 | 第3章第3節3 「身体活動・運動」 | <p>【取組の方向性】「身体活動量の増加に向けた取組の推進」において、建築物の階段・歩道・サイクリングレーンを利用しやすく魅力的なものとするよう、設置場所・意匠等のガイドラインの策定を追加していただきたい。</p> <p>(日常生活で身体活動を行い易い環境整備の一環として、ニューヨーク市のアクティブ・デザイン・ガイドラインやネクスト・シティのホームページを参考に、建設局・都市整備局・交通局・総務局・政策企画局等と協働したガイドラインを策定する。)</p> <p>理由 身体活動は健康の保持増進に必須であるが、日常生活の中でできる社会環境整備が必要である(特に運動に関心や時間を持つことが難しい都民にとって)。</p> <p>また身体活動はうつや認知症の予防にも効果があり、エレベーターや乗用車の利用の減少は、化石エネルギー消費削減を通して地球温暖化を抑制する。</p> | <p>引き続き、区市町村が作成したウォーキングマップの紹介や、駅階段の利用促進により、日常生活の中で負担感なく身体活動が実践できるよう、都民に働きかけを行っていきます。また、庁内連携により、いつでもどこでもスポーツができる環境の整備を推進していきます。</p> <p>なお、国では、平成26年8月に「健康・医療・福祉のまちづくりの推進ガイドライン」を策定し、住民が運動しやすいまちづくり・環境整備を推進しています。</p> <p>いただいた御意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。</p> |
| 4 | 第3章第3節3 「喫煙」 | <p>改正健康増進法の注釈文について、「望まない受動喫煙の防止」とあり、これは改正健康増進法に関わるものだとしても、都では「望まない」という、意味不明な文言は使わないでいただきたい。</p> | <p>東京都受動喫煙防止条例や中間評価報告書(案)では、「望まない」という文言を使用していません。</p> |
| 5 | 第3章第3節3 「喫煙」 | <p>全面禁煙に踏み切る小規模飲食店や個人経営店にあっては、全面禁煙への改装費などの助成制度を設ける施策を取り入れては。千葉市、鳥取県でそのような助成制度があり、都予算だけでなく、区市町村への助成も取り入れては。</p> <p>※これらはそれなりに経費がかかるので、「ふるさと納税」を活用し、都と区市町村で連携して、「ふるさと納税」を呼びかければ、少なくとも方々から寄附が集まる可能性があるように思います。</p> | <p>いただいた御意見も参考としながら、受動喫煙防止対策を進めていきます。</p> |

| No. | 事項 | 御意見(要旨) | 都の考え方(案) |
|-----|-----------------|---|--|
| 6 | 第3章第3節3 「喫煙」 | 公衆喫煙所の区市町村への補助、喫煙専用室等の設置や改修・整備等に対する助成は、設備が恒久化する可能性が大であるし、禁煙化への阻害要因になるので、これらの施策は止めるべき。 | 東京都受動喫煙防止条例は、屋内での受動喫煙による健康影響を未然に防止し、たばこを吸う人も吸わない人も、誰もが快適に過ごせる街の実現を目指すものであり、都は、そのための環境の整備に関する総合的な施策を策定、実施します。 なお、喫煙率の減少に向けて、引き続き、喫煙や受動喫煙が健康に及ぼす悪影響について、正しい知識の普及を図るとともに、禁煙希望者向けリーフレットの配布や、保険適用される禁煙外来等を行う医療機関のホームページ掲載、禁煙外来の医療費等への助成を行う区市町村への支援など、禁煙希望者への支援等を行っていきます。 |
| 7 | 第3章第3節3 「喫煙」 | 兵庫県の「受動喫煙の防止等に関する条例の一部を改正する条例案」第20条の3「妊婦は、喫煙をしてはならない。」にあるように、都でも定めるのが良い。 | 中間評価報告書(案)では、妊婦が喫煙していない状態を「望ましい姿」として記載しています。 引き続き、喫煙の健康影響についての普及啓発や母子保健事業等を通じて、妊婦の喫煙防止に努めていきます。 |
| 8 | 第3章第3節3 「喫煙」 | 東京都受動喫煙防止条例附則第3条2に「従業員を雇用している場合は屋内禁煙」とあるが、従業員を雇用していない場合も、屋内禁煙の努力義務を課し、数年後には義務化するのが良い。 | 改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例は、受動喫煙を生じないように、原則、施設等の屋内を禁煙にし、例外的に喫煙専用室等の設置を認めるものです。 いただいた御意見も参考としながら、受動喫煙防止対策を進めていきます。 |
| 9 | 第3章第3節3 「喫煙」 | 【取組の方向性】「喫煙率低下に向けた取組の推進」において、リスクを高める疾患に認知症を加えていただきたい。 <u>理由</u> WHO、久山町研究で喫煙と認知症の関連がエビデンスとして示されている。 | いただいた御意見も参考としながら、喫煙や受動喫煙の健康影響に関する啓発など、受動喫煙防止対策を進めていきます。 |

| No. | 事項 | 御意見(要旨) | 都の考え方(案) |
|-----|----------------------|---|--|
| 10 | 第3章第3節3 「喫煙」 | <p>【取組の方向性】「喫煙率低下に向けた取組の推進」において、タバコの健康被害に関する情報発信・啓発強化を追加していただきたい。</p> <p>理由 ニューヨーク市が行っているホームページによる情報発信、特に動画やポスターを用いた映像・画像情報の提供は効果的と評価されている(東京都の若年者向けアニメ動画も評価できるが、現在の喫煙者への働きかけも欠かせないのでは?)。</p> | <p>中間評価報告書(案)では、喫煙の健康影響に関して、様々な媒体による普及啓発の実施について記載しています。引き続き、がんやCOPD等の発症リスクを高めることなどの喫煙や受動喫煙の健康影響について、ホームページ等で発信するなど、正しい知識の普及啓発に努めていきます。</p> |
| 11 | 第3章第3節3 「歯・口腔の健康」 | <p>本文で余り触れられていませんが、喫煙者は歯周病で歯を失う人が多くいます。受動喫煙でも同様のリスクがあり、禁煙により、本人及び周りの家族など受動喫煙者でも、歯肉炎・虫歯・歯喪失・義歯修正等の減少が期待され、末永くよく噛み味わえるようになります。</p> <p>歯周病以外に、口内炎や舌がん、食道がんなども喫煙・受動喫煙と因果関係が多々あります。これらも強調し、施策・啓発が重要です。8020 運動(キャンペーン)のためにも不可欠かと考えます。</p> <p>中長期的にも費用効果の高い禁煙推進と受動喫煙対策を重点施策にすることが大事で、健康寿命の延伸、歯科と口腔保健を含め、84%を超える非喫煙の都民市民の健康を守るためにも必須です。</p> | <p>中間評価報告書(案)では、喫煙と歯周病やがん等との関連について記載しています。引き続き、喫煙による健康影響について、普及啓発を進めていきます。</p> <p>いただいた御意見は、国の動向を踏まえながら、今後の取組の参考とさせていただきます。</p> |
| 12 | 第3章第3節4 「こころの健康」 | <p>【取組の方向性】「上手なストレス対処法の啓発」において、以下を追加していただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ストレスを緩和する方法として認知行動療法、マインドフルネスを知る都民の割合を増やす。 ○精神疾患・障害に対するスティグマを減少させるための啓発を強化し、精神保健ボランティア等の人材を増やす。 ○精神科における非自発的入院を減らす。 <p>理由 ○こころの健康を保つために認知行動療法やマインドフルネスの有効性が注目されている。 ○地域においてメンタルヘルスに関する適切な情報は充分ではなく、理解者を増やす必要がある。 ○国連の「障害者権利条約」は精神疾患・障害者の非自発的入院はスティグマの原因となっており、この廃止を提言している。</p> | <p>いただいた御意見は、国の動向を踏まえながら、今後の取組の参考とさせていただきます。</p> |